



平成 30 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 松 尾 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 常 俊 清 治  
(コ ー ド 番 号 6 9 6 9 東 証 第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 総 務 経 理 部 門 長 網 谷 嘉 寛  
(T E L 0 6 - 6 3 3 2 - 0 8 7 1)

### 欧州委員会による決定及び特別損失の計上について

平成 30 年 3 月 21 日（ブリュッセル時間）に、欧州連合（EU）の欧州委員会（European Commission）は、当社を含めた 9 企業グループがコンデンサの販売に関して、欧州連合の運営に関する条約及び欧州経済領域に関する協定の競争に関連する規定に違反していたとして、総額約 2 億 5,400 万ユーロ（約 330 億円）、当社に対し、824,000 ユーロ（約 108 百万円）の制裁金の賦課を内容とする決定について発表しました。

当社といたしましては、当該決定書を受領し次第、その内容を十分に精査し、適切な対応を執ってまいり所存です。

当社は、当期において、特別損失として、824,000 ユーロ（約 108 百万円）を計上する予定であり、今後、開示すべき事実が発生した場合には、速やかに公表してまいります。

以上